

盛岡市監査委員告示第 32 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 24 年 10 月 26 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 23 年 12 月 1 日付け 23 盛監第 82 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 商工観光部及び建設部に係る指摘事項              |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                        |

24 盛 観 第 19 号  
平成 24 年 7 月 31 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成23年12月1日付け23盛監第82号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（商工観光部観光課）

- (1) 旅費の支給に当たり、決裁権者の決裁を得ていない日帰り旅行について旅費が支給されているものが1件見られた。当該旅費について返納の手続きを行うことを求める。
- (2) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の記載誤り及び勤務時間数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが12件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 旅費の支給誤りについて

ア 措置の内容

当該旅行に係る旅費を平成24年7月25日に返納した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

旅行命令決裁時における命令者及受令者の確認不足によるものである。今後は、旅費支給に係る手続きについて、庶務担当者及び受令者は旅行命令決裁後、即時に命令書の確認を徹底し、集計時には所属長、庶務担当者、受令者の三者で確認体制をとり再発防止に努める。

(2) 時間外勤務手当の支給誤りについて

ア 措置の内容

時間外勤務区分の記載誤りについては正しい区分で支給額を算定し、勤務時間の算定誤りについては正しい算定基準に従い算定し、平成 23 年 12 月 6 日までに追給及び返納の措置を取った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

原因は、時間外・休日勤務命令表の記入誤りであり、今後は職員の意識を高めるとともに、集計及び決裁時のチェック体制を強化し、再発防止に努める。

また、振り替えた週休日に出勤している状況を改善するため、分掌事務の調整や課内での協力体制を整えることで週休日の確保に努める。

24盛ブ第18号  
平成24年1月31日

盛岡市監査委員 熊谷喜美男  
盛岡市監査委員 武田牧雄  
盛岡市監査委員 佐藤敬三  
盛岡市監査委員 川村幸子様

盛岡市長 谷藤裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成23年12月1日付け23盛監第82号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 ブランド推進課）

(1) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務時間数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが4件見られた。追給及び返納の手続を行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

勤務時間数算定誤りについては、訂正の上算定し、平成23年12月15日に、返納1件、追給3件の措置を行った。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

時間外勤務時間数の算定については、単純な集計の誤りによるものである。

今後は、所属職員が時間数の集計の誤りのないよう再確認するとともに、庶務担当や他の職員で相互チェックを徹底することにより再発を防止する。

23盛交第64号  
平成24年1月31日

盛岡市監査委員 熊谷喜美男  
盛岡市監査委員 武田牧雄  
盛岡市監査委員 佐藤敬三  
盛岡市監査委員 川村幸子様

盛岡市長 谷藤裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成23年12月1日付け22盛監第82号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項 交通政策課

自転車等放置禁止区域内の自転車撤去及び保管に要した費用の徴収に当たり、手数料を過少に徴収している事例が1件見られた。当該手数料について、追徴の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

自転車等放置禁止区域内の自転車撤去及び保管に要した費用の徴収業務を委託した業者に対し、当該手数料不足分の追徴を指示し、平成23年10月25日に不足額（1,000円）の納付が確認された。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

原因として、平成22年9月1日の条例改正により手数料の額が変更となったが、受託者から現場従事者への周知不足により誤った額の手数料を徴収したものである。市では事後調定の点検の際発見し、現場従事者に確認を行ったが、追徴手続きまで至らなかったものである。

予防策として、受託者に対しては従事者への手数料徴収事務の徹底について指導し、その後問題は生じていない。また、市としても事後調定の点検を複数人で行う対策を講じた。

24 盛建住第 23 号

平成 24 年 4 月 13 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男 様  
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一 様  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三 様  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 12 月 1 日付け 23 盛監第 82 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（建築住宅課）

- (1) 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務手当について、時間外勤務手当が支給されているものが 5 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- (2) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の記載誤りにより支給額に誤りのあるものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 所属長の決裁を得ていない時間外勤務手当

① 措置の内容

該当する職員について、平成 24 年 1 月 17 日時間外勤務手当の返納を行った。

② 原因、予防策及び経過等を含めた内容

本人及び所属長の決裁内容等確認不足によるものであった。同様の事例を発生させないように、全課員に周知徹底した。今後においては、決裁時及び集計時に所属長及び庶務担当者の確認を徹底し、再発防止に努める。

(2) 勤務区分の記載誤りにより支給額に誤り

① 措置の内容

該当する職員について勤務実績通知書を確認し、適正な週休日勤務手当と支出済みの時間外勤務手当との差額を算出し、平成 24 年 1 月 20 日追給の措置をとった。

② 原因，予防策及び経過等を含めた内容

原因は，課内のチェック体制が機能していなかったことにあり，今後は勤務命令にあたっての決裁時，集計時の確認を徹底するとともに，事務処理について課内で複数での確認体制を整え再発防止に努める。